

特別な事情により「英語認定試験」を受験できない場合の取扱いについて

2019.7.2

大阪大学

「令和3年度（2021年度）大学入学共通テスト」の実施とともに「英語認定試験」（大学入試センターが認定した英語の資格・検定試験）が大学入試に導入されます。大阪大学も、出願要件等として「英語認定試験」を受験者に課すことを、平成31年3月28日に公表しています。これに関連し、このたび大阪大学では、「特別な事情」をもつ人の受験機会が「英語認定試験」によって狭められることがないように、負担軽減の特例措置を行うことを以下の通り決定いたしました。

「特別な事情」をもつ受験者への特例措置（負担軽減措置）は、すでに文部科学省が「大学入学共通テスト実施方針（追加分）」（平成30年8月10日）と、同「運用ガイドライン」（平成31年3月28日）（以下、「ガイドライン」といいます。）のなかで発表しています。大阪大学は、この文部科学省が示した枠組みに則りながら、部分的に独自の特例措置を行います。本学の措置は、一般選抜、総合型選抜（AO入試）、学校推薦型選抜（推薦入試）共通です。

なお、この特例措置は「英語認定試験」を対象としたものです。大阪大学が実施する総合型選抜（AO入試）、学校推薦型選抜（推薦入試）のなかには「英語認定試験」を課さず、学部・学科が指定した英語の資格・検定試験のスコア等を、志願者自身が、出願書類の一部として提出するものがあります。この場合、特例措置は適用されませんので、ご注意ください。

また、既卒者（浪人生）にも、この特例措置は適用されません。既卒者の取扱いは、後日公表する予定です。

特例措置を行う「特別な事情」は、以下の4つの場合です。

1. 経済的に英語認定試験を受験することが困難な事情がある場合
2. 離島・遠隔地等に居住している場合、または通学している場合
3. 一定期間海外に在住していた場合
4. 病気等のやむを得ない事情により英語認定試験を受験できなかった場合

これらのうちのいずれかに該当し、所定の条件を満たす場合には、以下のⅠ、またはⅡの特例措置を受けることができます。

Ⅰ. 文部科学省の「ガイドライン」による各大学共通の特例措置

前記 1, 2, 3, 4 のいずれかに該当し、「ガイドライン」と大学入試センターが定める条件を満たす受験者を対象とした特例措置です。この措置の適用を希望する場合は、在学する高等学校等の指示に従って、所定の手続きを行う必要があります。適用条件などの詳細については、以下の 2 文書を参照してください。

1) 「大学入学共通テスト実施方針（追加分）ガイドライン」

（文部科学省）（平成 31 年 3 月 28 日）

http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFiles/afieldfile/2019/04/05/1414818_001_2_1.pdf

2) 「大学入学共通テスト実施方針（追加分）」における離島・へき地の対象地域について

（大学入試センター）（平成 31 年 4 月 5 日）

http://r18.smp.ne.jp/u/No/3873308/k9SBc8K8FDCd_1618/873308_190405001.html

Ⅱ. 大阪大学独自の特例措置

大阪大学は、前記 1, 2, 3, 4 のいずれかに該当しながら、「ガイドライン」と大学入試センターが定める条件外となる受験者を対象に、独自の特例措置を実施します。この措置では、在学している高等学校等の校長による英語力の証明書を提出することで、英語認定試験の受験に代えることができます。

1. 経済的に英語認定試験を受験することが困難な事情がある場合

（対象者）

「ガイドライン」が定める「住民税所得割非課税世帯に該当する者」とする予定です。

（手続き）

受験者が、本学への出願時に、以下の書類を提出します。

- ・ 「経済的に英語認定試験を受験することが困難な事情」を証明する書類（詳細は「募集要項」において公表する予定です。）
- ・ 校長による英語力の証明書。一般選抜では「CEFR対照表」におけるA2以上、総合型選抜、学校推薦型選抜では「CEFR対照表」において各学部が定めるレベル以上、に相当する英語力を受験者が出願時にもっていることを証明するものです。（様式は、別紙を参照してください。）

2. 離島・遠隔地等に居住している場合、または通学している場合

（対象者）

大学入試センターが定める「離島（居住）一覧表」「へき地（居住）一覧表」「離島・へき地（通学）高等学校等一覧表」に掲載されている「離島・へき地に居住、又は高等学校等に通学している者」とする予定です。

（手続き）

受験者が、本学への出願時に、以下の書類を提出します。

- ・ 「離島・遠隔地等に居住、または通学していること」を証明する書類（詳細は「募集要項」において公表する予定です。）
- ・ 校長による英語力の証明書。一般選抜では「CEFR対照表」におけるA2以上、総合型選抜、学校推薦型選抜では「CEFR対照表」において各学部が定めるレベル以上、に相当する英語力を受験者が出願時にもっていることを証明するものです。（様式は、別紙を参照してください。）

3. 一定期間海外に在住していた場合

（対象者）

「ガイドライン」が定める「一定期間海外に在住していた者」とする予定です。

（手続き）

- ・ 「一定期間海外に在住していたこと」を証明する書類（詳細は「募集要項」において公表する予定です。）
- ・ 校長による英語力の証明書。一般選抜では「CEFR対照表」におけるA2以上、総合型選抜、学校推薦型選抜では「CEFR対照表」において各学部

部が定めるレベル以上、に相当する英語力を受験者が出願時にもっていることを証明するものです。(様式は、別紙を参照してください。)

4. 病気等のやむを得ない事情により英語認定試験を受験できなかった場合 (対象者)

「ガイドライン」が定める「病気等のやむを得ない事情により受験できなかった等の者であって特別に配慮すべきとされた者」とする予定です。

(手続き)

- ・ 「病気などのやむを得ない事情」を証明する書類(詳細は「募集要項」において公表する予定です。)
- ・ 校長による英語力の証明書。一般選抜では「CEFR対照表」におけるA2以上、総合型選抜、学校推薦型選抜では「CEFR対照表」において各学部が定めるレベル以上、に相当する英語力を受験者が出願時にもっていることを証明するものです。(様式は、別紙を参照してください。)

III. 障がいのある受験者について

障がいがあることにより不利益が生じないように配慮します。具体的には、「英語認定試験」において免除されている技能がある場合は、他の技能の得点を基に換算して全体の得点を算出するなどの措置を行う予定です。

IV. その他

別紙様式の「英語4技能運用能力に関する証明書」は、今後変更する場合があります。

上記の他にも、受験機会について特別な配慮が必要であると判断した場合は、さらなる特例措置を実施する可能性があります。

【案】

(別紙様式)

英語4技能運用能力に関する証明書

年 月 日

学校名

校長名

印

下記の者は、本校における授業・試験の結果等から、大阪大学出願時において、
CEFR対照表の〇〇レベル以上に相当する英語4技能運用能力を有することを
認めます。

氏 名

生年月日

年 月 日

英語 4 技能運用能力に関する証明書の作成について（お願い）

大阪大学

大阪大学では令和3年度（2021年度）入試から、一般選抜の受験者と、総合型選抜（AO入試）、学校推薦型選抜（推薦入試）を実施する一部の学部・学科の受験者に対し、「英語認定試験」（大学入試センターが認定した英語の資格・検定試験）を課すこととしております。

「英語認定試験」の大学入試への導入にあたり、文部科学省はガイドラインを作成し、特別な事情^{注1}をもち、「英語認定試験」を受験できない受験者に対する「特例措置」を公表しました。

この文部科学省の措置に加え、大阪大学では、本学を受験する資格と能力をもつ受験生すべてに受験機会を開くという方針から、独自の特例措置を設けることにいたしました。本学独自の措置では、「英語認定試験」を受験できない「特別な事情」の要件などについては、原則として文部科学省の方針に則る予定ですが、受験者の英語力（英語4技能運用能力）の判定については、高等学校等にその証明をお願いすることとしております。そこで、ここにその証明書の発行につき、お願いさせていただく次第です。

具体的な手続きは、一般選抜では「CEFR対照表」^{注2}のA2以上、総合型選抜（AO入試）・学校推薦型選抜（推薦入試）では同対照表において各学部・学科が定めるレベル以上、に相当する英語力をもつことを認める証明書（別紙の様式を予定しています。）を校長名で作成いただき、それを受験者が出願時に提出します。（なお、授業成績や試験結果など、英語力を証明する具体的な根拠資料を提出していただくには及びません。校長のご判断を尊重いたします。）

本学を受験を予定し「特別な事情」に該当する生徒から、「英語4技能運用能力に関する証明書」の発行依頼がありましたら、所定の様式により証明書をご作成くださいますようお願いいたします。何卒ご理解・ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

お手数ですが、詳細につきましては当該年度の「学生募集要項」をご参照ください。

注 1:

文部科学省は、負担を軽減すべき「特別な事情」として、以下の4つの場合を挙げています。

- 1) 非課税世帯であるなど経済的に困難な事情を証明できること
- 2) 離島・へき地に居住または通学していること
- 3) 受験年度の4月から12月を含めた一定期間海外に在住していた者
- 4) 病気等のやむを得ない事情により受験できなかった等の者であって特別に配慮すべきとされた者

注 2:

欧州評議会は、言語運用能力を判断する参照表として、「ヨーロッパ言語共通参照枠（CEFR）」を作成し、A1（もっとも初歩）からC2（もっとも高度）までの言語運用能力の尺度を定めています。「CEFR対照表」は、日本および海外の複数の英語検定試験のスコアや級が、「ヨーロッパ言語共通参照枠」のどこに位置し、A1からC2までのどの段階に対応しているのかを示す、文部科学省作成による一覧表です。

(www.mext.go.jp/b_menu/houdou/30/03/___icsFiles/afieldfile/2019/01/15/1402610_1.pdf)